# 第34回東京ベイ浦安シティマラソン 協賛企業・団体募集要項

東京ベイ浦安シティマラソン実行委員会は、第34回東京ベイ浦安シティマラソンの趣旨を理解し、協賛していただける企業・団体を募集します。

## 1 東京ベイ浦安シティマラソン概要

東京ベイ浦安シティマラソンは生涯スポーツ健康都市の宣言趣旨に基づき、スポーツを通して市民一人ひとりが生涯にわたって心身ともに明るく健康であることを目指して実施するものです。第34回東京ベイ浦安シティマラソンは令和7年2月2日に開催します。 $10\,\mathrm{k}\,\mathrm{m}$ 、 $3\,\mathrm{k}\,\mathrm{m}$ の2種目実施し、参加者数は約3,300人を予定しています。

(昨年度実績) エントリー者数 2,848 名/定員 3,000 名

## 2 協賛企業とは

協賛の申し込みを行い、東京ベイ浦安シティマラソン運営に係る費用の財源や物品に資する ことを目的とし、金銭または物品のご提供をいただける企業・団体です。

- ※1) 10万円未満は金銭協賛のみとします。
- ※2) 物品協賛については、参加者 3,300 名に配付できるものとし、複数企業から同種物品の申 出があった場合、先着順で受け入れを決定するものとします。
- ※3) 物品協賛における協賛額算出については、市場流通価格に準拠した単価を用いて算出します。

# 3 協賛企業が得られる特典

協賛に付与される特典は下記の一覧表を基準とし、複数企業から同額の協賛があった場合、 広告掲載箇所等について別途協議をさせていただきます。

なお、プログラムへの掲載は各企業・団体ごとに1か所とさせていただきます。

## ●特別協賛・協賛(物品協賛含む)

(単位:円)

区分	金額	特典
		①プログラムに広告を掲載 (1頁、A4、黒一色)
		②大会公式 WEB サイトに企業名、商標ロゴ等の掲載(リンク可能)
		③ナンバーカードに企業名、商標ロゴ等の掲載(協賛金額上位順)
		※掲載する広告やロゴ等については企業・団体側で作成し、ご
特別協賛	50 万以上	提供ください。
		④会場内で企業 PR ブースの提供
		※テント設営以外の運営は、企業・団体でお願いします。
		⑤ランナー出場枠 25 名

		①プログラムに広告(1/2 頁ヨコ長、A4、黒一色)
		②大会公式 WEB サイトに企業名、商標ロゴ等の掲載(リンク可能)
	30 万以上	※掲載する広告やロゴ等については企業・団体側で作成し、ご
		提供ください。
		③会場内で企業 PR ブースの提供
		※テント設営以外の運営は、企業・団体でお願いします。
		<b>④</b> ランナー出場枠 15 名
協		①プログラムに広告(1/4 頁ヨコ長、A4、黒一色)
		②大会公式 WEB サイトに企業名、商標ロゴ等の掲載(リンク可能)
	10 万以上	※掲載する広告やロゴ等については企業・団体側で作成し、ご提
		供ください。
		③ランナー出場枠5名
	10 万未満	①プログラムに広告(1/8 頁ヨコ長、A4、黒一色)
	$\sim$	※掲載する広告については企業・団体側で作成し、ご提供くだ
	5万以上	さい。

## 4 協賛申込み方法

別紙1「第34回東京ベイ浦安シティマラソン協賛申込書」を実行委員会へ提出してください。(直接持参・郵送・メール)

# 【提出先】

第34回東京ベイ浦安シティマラソン実行委員会事務局 〒279-8501 千葉県浦安市猫実1丁目1番1号

TEL 047-712-6819 Mail sisupo@city.urayasu.lg.jp

# 5 協賛金(品)の納入方法

協賛金は、実行委員会事務局指定口座への振込みとします。また、物品による協賛の場合、 提供時期と方法については別途調整させていただきます。

※振込先については、請求書をもってご案内いたします。(手数料企業者様ご負担)

# 6 協賛申込み受付期間

特別協賛・協賛の申込は令和6年11月7日(木)から令和6年12月9日(月)とします。

※特別協賛・協賛の企業が得られる特典の効力は、申込が受理された日から発生し、 令和7年3月31日をもって消滅します。

## 7 その他

- (1) 本大会がやむを得ない事情で中止になった場合にも、すでに受領済みの協賛金等 はお返しできませんのであらかじめご承知おきください。
- (2) 本大会にふさわしくない企業・団体からの協賛は受理できません。協賛の可否は、 実行委員会にて審査いたします。

## 【協賛を受理しない場合の例】

- ① 法令・条例等の規定に違反または違反する恐れのあるもの
- ② 公の秩序を乱し、善良の風俗を害する恐れのあるもの
- ③ 政治性及び宗教性のあるもの
- ④ 大会運営に支障をきたす恐れのあるもの
- ⑤ 実行委員会がふさわしくないと判断したもの
- (3) 協賛に関して疑義が生じた場合は、お互いに協議のうえ、誠意を持って解決に あたります。
- (4) 協賛金の支出及び物品の提供をする場合の、税法上(法人税法・消費税法)の 取扱いは、税務署へご確認ください。

## <協賛特典イメージ>

プログラム広告



A 4 1/2項 ヨコ長

A 4 1 / 4項 ヨコ長 大会公式Webサイト(トップページ)



ナンバーカード



PRブース (協賛企業ブース)

※協賛企業ブースが多数の場合は、別途ブース場所を調整させていただきます。

# 協賛企業ブース・キッチンカー会場図 0 121 1 ① I 協賛企業ブース 0 I ③ I 1 4 1 0 0 (**5**) ı **6** ı 0 181 1 ⑦ I 0

※ブースは、1社あたり2間×3間のテント内で行っていただきます。 また、キッチンカーが出店するため、飲食物(インスタント食品レトルト食品は除く)の販売はご遠慮ください。物品やサービスの販売促進や販売は可能です。